

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中 村 匡 利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行場所	履行期間	備 考
ボイラー等整備役務	航空自衛隊岐阜基地	契約締結日～令和9年1月30日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月14日(木) 09:00

3 適用する契約条項(航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外))を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金：予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。

7 決定方法 総額決定(予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。)

8 契約方法 確定契約

9 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 説明会 無

11 契約(請)書作成の有無 有

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月13日(水)17時 まで到達しない場合は無効とする。
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになるため承知されたい。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel. 058-382-1101 内線 2915) 担当 藤原(ふじわら)まで。

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月14日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

記

履行期間	契約締結日～令和9年1月30日	履行場所			航空自衛隊岐阜基地	
品名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
ボイラー等整備役務	仕様書のとおり	式	1			
	一以下余白一					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

委任状

令和8年5月14日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)
住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 件名 | ボイラー等整備役務 |
| 2 履行期間 | 契約締結日～令和9年1月30日 |
| 3 履行場所 | 航空自衛隊岐阜基地 |

(代理人)
住 所

氏 名

代理人使用印鑑

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 ボイラー等整備役務
- 2 整理番号 施
- 3 作成年月日 令和 **8** 年 **4** 月 **17** 日
- 4 作成部隊名 第2補給処業務部施設課
- 5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地（別図参照）
- 6 役務概要 給汽設備運用に伴う性能検査受検（以下「性能検査」という。）
 のための分解、点検、整備（以下「整備等」という。）及び復旧
- 7 性能検査 前期：令和8年6月17日（官側が実施）
 後期：令和8年9月30日までに受検（請負業者が手配する検査機関が実施）
- 8 一般事項
 - （1）本役務は、本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書（令和5年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準拠して実施するものとする。
 - （2）本役務の統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
 - （3）履行に際し、作業全般に関する監督官との打合せ及び監督官立会いによる現場確認を作業実施日より前に実施するものとする。
 - （4）請負業者は現場代理人を設定し、作業日は現場立会いをさせるものとする。
 - （5）役務写真
 - ア 役務写真は、役務写真帳に整理のうえ、提出するものとする。
 - イ 作業等の写真は、監督官の指示により黒板等に作業内容等を記載し撮影するものとする。
 - ウ 撮影した写真及びデータは、役務完了後すべて破棄し、流出防止に努めるものとする。
 - （6）履行にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、請負業者の負担にて原状に復するものとする。
 - （7）設計図書等の管理
 - ア 請負業者は、設計図書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写、閲覧させてはならない。
 - イ 請負業者は、設計図書等を役務完了後すべて監督官へ返納するものとする。
 - （8）その他不明な点は、監督官と協議するものとする。
- 9 特記事項
 - （1）機器等に不具合を認めた場合は、監督官に申し出るものとし、復旧時に新品（官給品支給を基準）を取り付けるものとする。また、細部は協議のうえ決定するものとする。
 - （2）洗浄に使用する水は、監督官の指示する場所から取水するものとする。
 - （3）不具合発生により撤去した機器等は発生材とし、監督官の指示する場所に運搬、集積のうえ、発生材調書を作成し、監督官へ提出するものとする。

(4) 作業場所及び対象給汽設備は次のとおりとする。

ア 前期整備等対象給汽設備（官側が性能検査実施）

作業場所	機 器 名	型 式 等	伝熱面積・内容積
1	炉筒煙管ボイラー	KS-70	96.1 m ²
2	炉筒煙管ボイラー	KS-25	35.7 m ²
	炉筒煙管ボイラー	KS-30	35.7 m ²
3	貯湯タンク		0.901 m ³
4	貯湯タンク		4.556 m ³
5	貯湯タンク		0.910 m ³
6	貯湯タンク		1.138 m ³
7	貯湯タンク		2.748 m ³

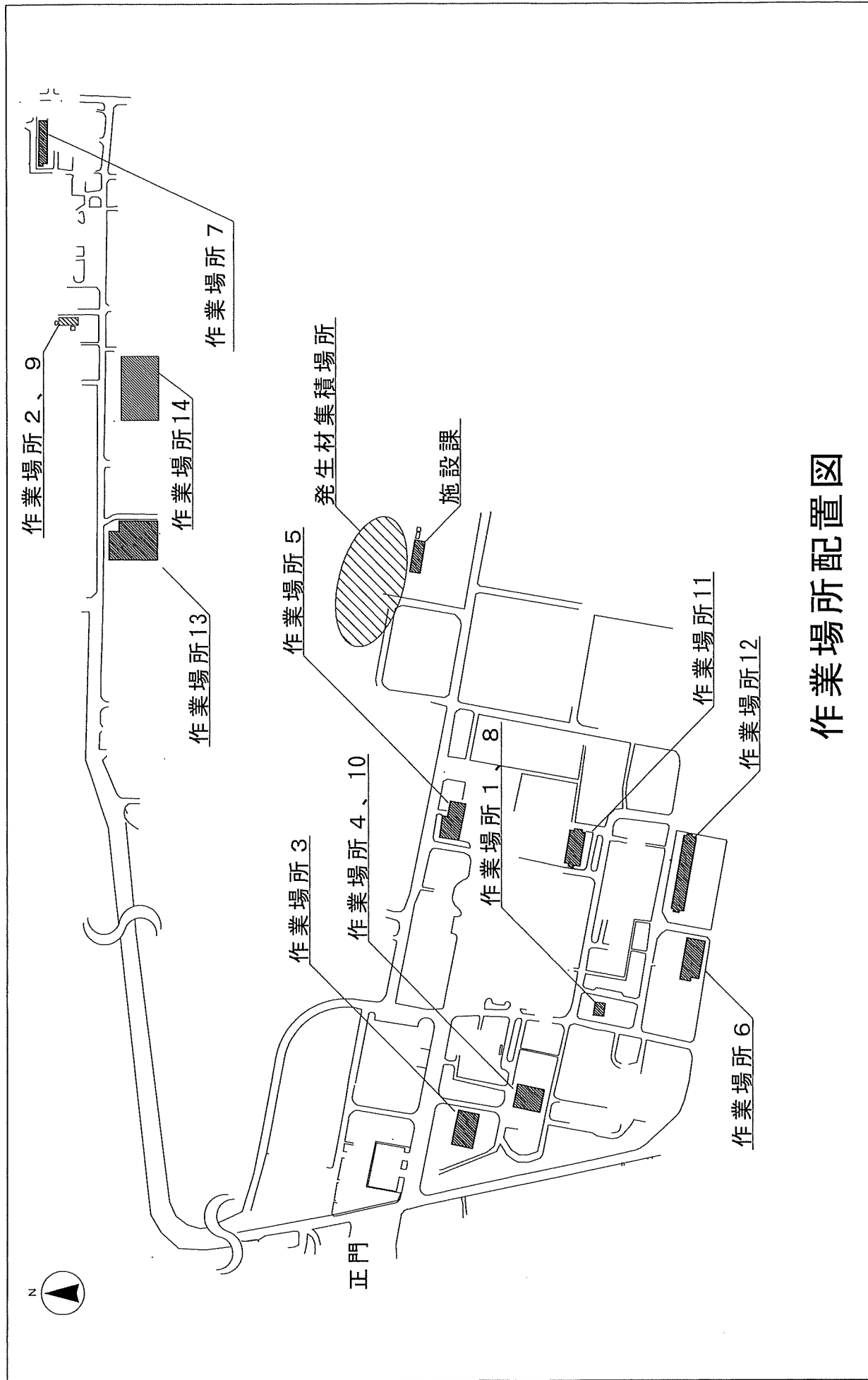
イ 後期整備等対象給汽設備（請負業者が手配する検査機関が性能検査実施）

作業場所	機 器 名	型 式 等	伝熱面積・内容積
8	炉筒煙管ボイラー	KS-70	96.1 m ²
9	炉筒煙管ボイラー	KS-25	35.7 m ²
10	貯湯タンク		4.556 m ³
11	貯湯タンク		1.627 m ³
	熱交換器		0.058 m ³
12	貯湯タンク		4.956 m ³
13	熱交換器		0.135 m ³
14	貯湯タンク		2.83 m ³

- (5) 作業場所10における貯湯タンク用加熱管コイルは、官側が支給する新品貯湯タンク用加熱管コイルを運搬、設置するものとする。なお既設加熱管コイルの整備は実施しないものとし、監督官の指示する場所へ運搬するものとする。
- (6) 熱交換器及び貯湯タンクは、既存塗膜の脆弱部分を塗膜剥離したのちタッチアップ程度の塗装を施すものとする。
- (7) 整備等（弁整備含む。）は前期後期とも性能検査受検前日までに完了させるものとする。なお各機器の復旧は、性能検査終了後速やかに実施するものとする。
- (8) 現場代理人等は、性能検査に立会うものとする。
- (9) 性能検査における指摘事項（不具合等）は、監督官の指示により速やかに是正し、確認を受けたのちに復旧させるものとする。

(10) 各種記録表及び写真の提出時期は下表のとおりとする。

名 称	提出時期	別紙様式
弁整備記録表	性能検査受検日の 前日まで	第 1
逆止弁整備記録表		第 2
安全弁整備記録表		第 3
ボイラー点検及び保守記録表	復旧完了後速やかに	第 4
熱交換器・貯湯タンク点検及び保守記録表		第 5



作業場所配置図

弁整備記録表

仕様	点検日		設置場所		
	弁名称		メーカー		
	口径		点検者		
点 検 箇 所		点 検 内 容	処 置	結 果	備 考
作 動 確 認	ハンドル	破損・損傷・摩耗・塗装		良・否	
	スピンドル	変形・損傷・摩耗		良・否	
めねじ		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁箱外観		腐食・亀裂・破損・塗装		良・否	
弁座シート		腐食・損傷・摩耗		良・否	
フランジ面		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁体本体		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁体シート		腐食・損傷・摩耗		良・否	
グランド部シール		腐食・損傷・摩耗		良・否	
ボンネット部シール		腐食・損傷・亀裂		良・否	
パッキン押え輪		腐食・損傷・摩耗		良・否	
ボルト・ナット		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁座漏洩試験 耐圧試験		各継手・シール部 グランド部		良・否	
特記事項					

逆止弁整備記録表

仕様	点検日		設置場所		
	弁名称		メーカー		
	口径		点検者		
点 検 箇 所		点 検 内 容	処 置	結 果	備 考
作 動 確 認	ヒンジ部	腐食・亀裂・破損		良・否	
	ヒンジピン	変形・損傷・摩耗		良・否	
弁箱外観		腐食・亀裂・破損・塗装		良・否	
弁座シート		腐食・損傷・摩耗		良・否	
フランジ面		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁体本体		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁体シート		腐食・損傷・摩耗		良・否	
グランド部シール		腐食・損傷・摩耗		良・否	
ボンネット部シール		腐食・損傷・亀裂		良・否	
パッキン押え輪		腐食・損傷・摩耗		良・否	
ボルト・ナット		腐食・損傷・摩耗		良・否	
弁座漏洩試験 耐圧試験		各継手・シール部 グランド部		良・否	
特記事項					

安全弁整備記録表

仕様	点検日		設置場所			
	弁名称		メーカー			
	口径		点検者			
	設定圧力		型式			
点 検 箇 所		点 検 内 容		処 置	結 果	備 考
本体外観		腐食・亀裂・破損・摩耗			良・否	
ボンネット部シール		腐食・亀裂・破損・摩耗			良・否	
ボルト・ナット		腐食・損傷・摩耗			良・否	
スプリング		腐食・亀裂・破損・摩耗			良・否	
ディスク		腐食・亀裂・破損・塗装			良・否	
シート		腐食・損傷・摩耗			良・否	
弁棒		腐食・損傷・摩耗			良・否	
アジャストボルト		腐食・損傷・摩耗			良・否	
ガスケット		損傷・亀裂			良・否	
作動検査						
仕様流体						
吹出圧力				良・否		
吹止圧力				良・否		
気密検査				良・否		
特記事項						

ボイラー点検及び保守記録表 1 / 7

作業項目	作業内容	処置	整備・復旧
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検		
	② ボルトの緩みの有無の点検		
2 外観の状況			
a 本体	腐食、損傷等の有無の点検		
b 保温材	脱落、損傷等の有無の点検		
c 管台・付属品取付け部	① 蒸気又は水の漏れ及びボルトの緩みの有無の点検		
	② 曲り、損傷等の有無の点検		
3 内部の状況			
a 蒸気又は水側部			
イ 胴、ドラム、鏡板、管寄せ、炉筒の内部	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検		
	② 内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無の点検		
	③ 煙管、管スラー及び煙突管の曲り、変形等の有無の点検		
	④ 水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有無の点検		
	⑤ 管台及び管取付け穴の内部のスケール、さびの詰まり及び腐食の有無の点検		
ロ ドラム内装置 (給水管等)	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検		
	② 取外し可能なものは、取外しのうえ清掃		
	③ 目詰まり、腐食、損傷等の有無の点検		
	④ ボルト等の損傷の有無の点検		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良

整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

ボイラー一点検及び保守記録表 2 / 7

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
ハ マンホール、検査 穴及び清掃穴	① 開放のうえ、ふた板の内面及びガスケットの当たり面の清掃		
	② 蒸気又は水の漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検		
	③ ボルトの緩み、損傷等の有無の点検		
b ガス側部			
	① すす、未燃物等の付着物の有無の点検		
	② 過熱の異常及び漏れ、変形、割れ等の有無の点検		
イ 炉筒、火室、ドラム 及び管寄せ	① すす、未燃物等の付着物の有無の点検		
	② 管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無の点検		
	③ 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無の点検		
ロ 煙管、管ステー、 水管	① すす、カーボン等の付着物の有無の点検		
	② 亀裂及び脱落等の有無の点検		
ハ 燃焼室、バーナー タイル、仕切壁、煙室 内の耐火材及び断熱材	① 開放のうえ内部の清掃		
	② 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締付けボルトの焼損等の有 無の点検		
ニ 煙室扉、点検口扉 及び掃除口扉	① 開放のうえ内部の清掃		
	② 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締付けボルトの焼損等の有 無の点検		
ホ 煙道、煙突底部及び 送風機前室	① 排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無の点検		
	② すす、カーボン及び水溜りの有無の点検		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良

整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

ボイラー点検及び保守記録表 3 / 7

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
4 付属品			
a 安全弁	① 分解のうえ清掃		
	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検		
	③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無の点検		
	④ 組み立て後、吹出しテストの実施		
b 主蒸気弁・給水止弁 逆止弁・吹出し弁	① 分解のうえ清掃		
	② 弁座の腐食、損傷等の有無の点検		
c 水面計	① 分解のうえ清掃		
	② コックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検		
	③ コックの開閉の良否の点検		
d 水面計取付け水柱 管・水位検出用連絡管	① 内部を清掃		
	② 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れの有無の点検		
e 圧力計・水高計・ 温度計	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認		
	② 損傷等の有無の点検		
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検		
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良
整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

ボイラー点検及び保守記録表 4 / 7

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
5 主バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れの清掃		
	② 油ノズル、カップの清掃		
	③ 燃料ノズル、カップ、デューフューザー、エアノズル、燃焼筒、バーナータイルの損傷、変形、割れ等の有無の点検		
	④ 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検		
	⑤ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検		
	⑥ 燃焼量調節リンク機構のジョイント及びセッットボルトの緩み、摩耗及びセッット位置のずれの有無の点検		
6 パイロットバーナー	炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃し、焼損、変形、割れ等の有無の点検		
7 自動制御装置 a 電極式、フロート式 水位検出器			
	① 電極筒を分解のうえ清掃		
	② 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無の点検		
	③ 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸気又は水漏れの有無の点検		
	④ フロート部を取り出し、フロートチャネルカバー内部の清掃		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良

整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

ボイラー点検及び保守記録表 5 / 7

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
b 火炎検出器	① 火炎検出器を取外し、検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検		
	② 検出部の装着及び接触の良否の点検		
c 蒸気圧力制限器	① 導圧管接続口の詰まり及びびべローズの亀裂の有無の点検		
	② 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検		
e ばい煙濃度計	① 投光器並びに受光器のフィルタ－ガラス及びびレンズを清掃し、損傷の有無の点検		
	② 投光器及び受光器のページ用ファンの作動の良否の点検		
8 連続ブロー装置	① 内部及び付属する配管の腐食、損傷の清掃整備		
	② 詰まり及びび損傷の清掃整備		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良

整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

ボイラー点検及び保守記録表 6 / 7

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
9 給水装置			
a 給水配管	① 配管の水漏れ及び腐食の清掃整備		
	② 給水ストレーナーの清掃整備		
	③ 分解整備し、組付けた後バルブ等を含めた耐圧試験		
	④ 配管の塗装		
b 給水ポンプ	グランドパッキンの取替		
9 運転調整等			
a 水圧試験	組立後、水圧試験		
b バーナーの自動発停	蒸気圧力の上昇及び下降時におけるバーナーの発停状態を点検し、当該圧力が規定の許容範囲内であることの確認 (0.6MPa～0.75MPa)		
c 水位制御	ON・OFF水位制御装置は、ボイラー水位の低下及び上昇時における給水ポンプの発停状態を点検し、当該ボイラー水位が規定の許容範囲内にあることの確認 (監督官の指示による。)		
d 低水位遮断又は警報	ボイラー運転時に吹出し弁を開き、ボイラー水位を徐々に低下させ、規定の水位まで低下したとき、1段目の低水位遮断装置が作動し、バーナーの燃焼が遮断、警報が鳴ることの確認し、更に水位を低下させ、安全低水面に近付いたとき2段目の低水位遮断装置が作動することを制御盤内のリレー作動状態等により確認		

処置欄欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良

整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

ボイラー点検及び保守記録表 7 / 7

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
e 起動時間・停止時間	① ボイラー起動時のプレバージ時間、点火スパーク時間及び主バーナー着火時間を測定し、その良否の確認（30秒以上）		
	② ボイラー停止時のポストバージ時間を測定し、その良否の確認（20秒以上）		
f バーナー消炎遮断	① ボイラー運転時に火炎検出器を遮断したとき、安全遮断弁が閉止し、バーナーの燃焼が停止することの確認		
	また、火炎検出器を遮断してから安全遮断弁が全閉になるまでの時間を測定し、その時間が規定時間以下であることの確認（1秒以内）		
	② バーナーの燃焼停止後、警報器が鳴り、制御盤の異常表示灯が点灯することの確認		
g 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止・消火することの確認		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良
 整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

熱交換器・貯湯タンク点検及び保守記録表 1 / 3

点検及び保守項目	点検及び保守内容	処置	整備・復旧
1 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検		
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検		
	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検		
	④ 配管支持部の変形の有無の点検		
2 外観の状況	① 締付けボルトの緩み、腐食、曲がり等の有無の点検		
	② 保温材の脱落、損傷等の有無の点検		
	③ 加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形 腐食等の有無の点検		
	④ 付着物及び堆積物の有無の点検		
3 内部の状況	① 割れ、腐食、損傷等の有無の点検		
	② 指針が大気圧の下でゼロ点の指示の確認		
4 圧力計・水高計・ 温度計	① 損傷等の有無の点検		
	② 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検		
	③ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無の点検		

処置欄に“○”、“レ”、“×”又は“××”の符号を記入する。

○：良好 レ：処置済み ×：未処置 ××：不良
 整備・復旧欄に処置状況又は、不良状況等の内容を記入する。

